

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

● ● ● ● ● ● ●

墨田区長

審査請求人が令和３年１１月１１日に提起した、国民健康保険料減免申請に係る
不作為についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和3年9月6日、審査請求人は、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料減額・免除申請書」を不作為庁に提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 本件申請に対し、令和3年11月11日時点で処分がなされていなかったことから、審査請求人は、同日、審査庁に対し、本件申請に係る不作為についての審査請求書を提出した。
- 3 審査庁は同日付けで同審査請求書を収受した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求は、不作為の審査請求であり、以下の理由により違法又は不当なものであるとして、審査庁に対し、本件申請に対する処分を求めるものである。

- (1) 令和3年9月6日に本件申請を行っているにもかかわらず、令和3年11月11日時点においても何ら処分が行われておらず、本件申請は標準処理期間である2週間を超過している。
- (2) 審査請求人が同時期に申請を行った他のコロナ禍の救済制度では、いずれも2週間程度で決定通知を受けていることと比較すると、本件申請に対する不作為の状態は相当の期間が経過している。
- (3) 令和3年10月26日、審査請求人は、不作為庁に対し、本件申請から50日を経過しても処分がなされていないことについて問い合わせたが、納得のいく回答を得られなかった。

2 不作為庁の主張

不作為庁の主張は、次のとおり、本件処分に違法又は不当な点がなかったとし、かつ、本件申請については、令和3年11月16日付けで既に処分を行っていることから、請求却下の裁決を求めるものである。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免申請については標準処理期間を定めておらず、不作為庁においては、多数の当該申請に係る審査を丁寧かつ慎重に行っていることから、当該申請に対する処分について一定の期間を要することがある。
- (2) 本件申請に対する処分については、令和3年11月16日付けで処分を決定し、同月19日付けで審査請求人に「新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料減額・免除不承認決定通知書」（以下「本件通知書」という。）を発送している。
- (3) 以上のことから、本件申請に対する不作為については、違法又は不当な点はなく、また、本件申請に対する処分は既に行われていることから、本件審

査請求は却下するとの裁決を求める。

理 由

- 1 行政不服審査法第3条では、行政庁の不作为がある場合には、同法第4条の定めるところにより、当該不作为についての審査請求をすることができることとされている。
- 2 本件審査請求については、審査庁において、令和3年11月11日に審査請求書を収受し、審理手続を継続していたところ、不作为庁から収受した弁明書により、本件申請に対しては、令和3年11月16日付けで処分を決定し、同月19日付けで審査請求人に本件通知書を発送していることを確認できた。
- 3 以上より、本件申請に対して不作为の状態が解消されていることから、本件審査請求は訴えの利益を欠くに至り、不適法なものであるため、行政不服審査法第43条第1項第6号の規定により、墨田区行政不服審査会へ諮問をすることを要せず、同法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月17日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者

は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和4年2月17日

墨田区長 山 本 亨